

# 下水道使用料の改定

## 4月から平均で11・3%の値上げ

下水道は、市民の皆さんの快適な生活と、川や水路などの水環境をきれいに守るための施設です。

下水道の施設整備には、本市全体(旧1市5町)で約1475億円という莫大な事業費を費やしており、その財源のほとんどは国庫補助金と借入金(企業債)です。

近年、人口の減少や節水機器の普及で、水の使用量は減少が続き、下水道事業を取り巻く状況は大変厳しくなっています。



### 返済資金の不足

これまで、民間委託の導入や職員数を減らすことで、経費を削減してきました。今後最大54カ所あった処理場を25カ所に統廃合するなど、効率化の努力を続けていきます。

しかし、施設整備の際の借入金残高は、平成26年度末現

在で約527億円であり、現状のままでは、平成28年4月以降、返済資金が不足する状況です。

### 料金改定にご理解を

返済資金の不足を補うため、一般会計からの繰出し(税金等による負担)を、今後10年間で38・5億円増額することになりましたが、それでもなお返済資金が不足する見込みです。

下水道使用料は、これまで平成17年の市町合併時に定めた料金を続けてきましたが、返済資金不足の解消のため、4月1日から改定(値上げ)させていただきます。

これからも、さらなる経費節減と効率化に努めます。下水道事業を安定して提供していくため、ご理解とご協力をお願いいたします。

※水道料金は改定しません。

### 《問合せ》下水道課

☎ 22-1801

《1カ月の主な下水道使用料の比較》

(消費税込み)

使用水量	10m <sup>3</sup>	20m <sup>3</sup>	30m <sup>3</sup>	50m <sup>3</sup>	100m <sup>3</sup>
現行	1,350円	2,970円	4,590円	8,370円	19,170円
改定後	1,512円	3,348円	5,184円	9,396円	21,276円
差引	162円増	378円増	594円増	1,026円増	2,106円増

## 使用料改定(値上げ)の内容

■改定率 平均11.3%の値上げ

■改定日 4月1日～

■改定の考え方

- ①使用料収入のうち基本使用料の割合を上げます。
- ②従量使用料の累進度(使用水量が増えるに従い使用料単価が増す度合い)を下げます。
- ③使用料算定期間は5年間(平成28～32年度)です。



《下水道使用料(現行と改定後との比較)》

基本使用料(1カ月当たり)		従量使用料(1m <sup>3</sup> 当たり)		
現行	改定後	水量区分	現行	改定後
500円	600円	～10m <sup>3</sup>	75円	80円
		11～30m <sup>3</sup>	150円	170円
		31～50m <sup>3</sup>	175円	195円
		51～100m <sup>3</sup>	200円	220円
		101～500m <sup>3</sup>	225円	245円
		501m <sup>3</sup> ～	250円	260円

※公衆浴場・湯島財産区営浴場は、別途使用料となります。

※消費税および地方消費税抜き

# 平成28年度から 軽自動車税の税率(税額)が変わります

《原動機付自転車、二輪車、小型特殊自動車等》(一律で変更)

車種区分		税率(年税額)	
		平成27年度	平成28年度～
原動機付自転車	総排気量50cc以下	1,000円	2,000円
	50cc超90cc以下	1,200円	2,000円
	90cc超125cc以下	1,600円	2,400円
	ミニカー	2,500円	3,700円
軽二輪(125cc超250cc以下)		2,400円	3,600円
雪上車		2,400円	3,600円
小型二輪(250cc超)		4,000円	6,000円
小型特殊自動車	農耕作業用	1,600円	2,400円
	その他	4,700円	5,900円



《四輪以上および三輪の軽自動車》(最初の新規検査の年月で税率に違い)

車種区分				税率(年税額)		
				現行税率	新税率	重課税率(注)
				平成27年3月31日以前に 最初の新規検査をした車両	平成27年4月1日以後に 最初の新規検査をした車両	最初の新規検査から 13年を経過した車両
軽自動車	四輪以上	乗用	家用	7,200円	10,800円	12,900円
			営業用	5,500円	6,900円	8,200円
	貨物	家用	4,000円	5,000円	6,000円	
		営業用	3,000円	3,800円	4,500円	
	三輪			3,100円	3,900円	4,600円

(注) 毎年4月1日現在で、最初の新規検査から13年を経過した車両(平成28年度は、自動車検査証の初年度検査年月が平成14年12月以前の車両が該当)が対象。ただし、電気、天然ガス、メタノール、混合メタノール、ガソリン電力併用の軽自動車、被けん引車を除く。中古車も、その車両の最初の新規検査年月が基準

## グリーン化特例 《対象車種と基準》

平成27年4月1日～28年3月31日に最初の新規検査をした車両のうち、排出ガス性能と燃費性能の優れた環境負荷の小さい車両は、平成28年度分に限り、税率を軽減する特例措置(軽課)が適用されます。

車種区分				標準税率	税率(年税額) 平成28年度のみ		
					電気自動車・天然ガス自動車(注1)	ガソリン車・ハイブリッド車(注2)	
					基準1(注3)	基準2(注4)	
軽自動車	四輪以上	乗用	家用	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円
			営業用	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円
	貨物	家用	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円	
		営業用	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円	
	三輪			3,900円	1,000円	2,000円	3,000円

(注1) 天然ガス車は、「平成21年排出ガス基準10%低減」のものに限る。

(注2) ガソリン車・ハイブリッド車は、いずれも「平成17年排出ガス基準75%低減」のものに限る。

(注3) 基準1…乗用「平成32年度燃費基準+20%達成車」、貨物「平成27年度燃費基準+35%達成車」

(注4) 基準2…乗用「平成32年度燃費基準達成車」、貨物「平成27年度燃費基準+15%達成車」

## 廃車手続きはお済みですか？

軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有(登録)者に課税されます。4月2日以降に廃車や名義変更をしても、その年度分を納税することになります(月割り課税制度はありません)。

▽車両を廃棄処分するだけでは登録が残ります。速やかに廃車手続きをしてください。

▽知人などに譲渡する場合は、名義変更が必要です。

▽登録時と異なる車両にナンバープレートをつけ替えて使用することはできません。

▽盗難に遭った場合は、警察への盗難届出に加えて廃車手続きが必要です。

◆手続きなどで困っている方は、早めに相談してください。 《問合せ》 税務課 ☎21-9045